

# 特定非営利活動法人

## 地御前港遊漁船船主会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人地御前港遊漁船船主会という。

第 2 条 この法人は、事務所を広島県廿日市市四季が丘九丁目 8 番 1 5 に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第 3 条 この法人は、会員相互の親睦を図るとともに、他団体との連携で海上での事故等に対し、積極的に救援活動を行うとともに、地御前港等地域の環境浄化及び青少年の健全育成に協力等を行い、公共の福祉の増進及び魚釣り等海上レジャーを大衆化することに寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

#### (事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 他団体との連携を図るための情報の収集、提供事業

広報誌を発行し、関係団体、関係行政先への情報提供を行うとともに、関係資料情報収集等を行う。

- ② 環境保全事業

地御前港及び地御前神社周辺の海面、砂浜、道路及び空き地の清掃、除草を行うとともに、行政と協力して、広島県西部のクリーンアップ作戦に協力する。

- ③ 啓発・研修事業

ひろしまNPOセンター等の教育講座、フォーラム等に参加する。

- ④ その他目的を達成するために必要な事業

海難事故、海水浴者の傷害事故等の救援、捜索活動及び地域住民への海上交通安全教育、高齢者への海産物の寄贈等による支援を行う。

#### (2) 収益事業

港湾施設等の維持管理業務

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員及び協力会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 船舶を所有し、この法人の目的に賛同して入会した個人または団体が総会において議決権を有するもの。
- (2) 協力会員 船舶を所有しないで、この法人の目的に賛同して入会した個人または団体が、総会において議決権を有するもの。

- 2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、理事会で定めることができる。

#### (入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において、別に定める「入会届」によって、理事長に入会を申請しなければならない。

- 2 申請があった場合、理事長は、理事会において特段の理由がなければ「入会届」を受理し、広報誌等で会員に周知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、すみやかに、その理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は、総会で定める。
- 3 会員が納入した入会金・会費及びその他の拠出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

#### (退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、別に定める「退会届」を理事長に提出し、退会することができる。

- 2 会員が、次の事由に該当するときは、退会したものとみなすことができる。
  - (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
  - (2) 団体が解散したとき。
  - (3) 会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告しても応じないとき。

#### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を得て除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 理事長は、理事会で除名したときは、総会で報告するものとする。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上15人以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、2名を常務理事とする。

(選任)

第12条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選によって選任する。

3 総会が招集されるまでは、補欠または増員のために理事及び監事を緊急に選任する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。このとき、当該理事会後、最初に開催する総会において、承認を得なければならない。

4 監事は、理事又は職員を兼任することができない。

(理事長等の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の職務を行う。

(1) この法人の財産の状況を監査すること。

(2) 前2条の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(3) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(4) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は期間満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(役員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞な

くこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第18条 役員は、無給とする。ただし、理事総数の3分の1以内の範囲内において報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務をするために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会において別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別と構成)

第20条 この法人の総会は、通常総会又は臨時総会の2種とし、正、協力会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 事業報告及び決算報告の承認

(3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(4) 入会金及び会費の額

(5) 事務局の組織及運営

(6) その他理事が必要と認める重要な事項及び運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回会計年終了後、3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正・協力会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日か

ら30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正・協力会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議決は、この定款に定めるもののほか、出席した正・協力会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会における議決権は、正会員及び協力会員は各1票とする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない、正・協力会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正、協力会員は、前2条及び次条第1項の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を、作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員、協力会員の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印したうえ、この議事録をこの法人の事務所において据え置かなければならない。

## 第6章 理事会

(構成と権能)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会は、毎事業年度2回以上必要なときに理事長が招集する。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載する書面をもって招集の請求があったときする。
- (3) 第14条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事長が理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、全役員同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(議事)

第31条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名した者がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事現在数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べるができるものとする。

(表決等)

第32条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を、作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の総数及び出席者氏名（書面表決者あつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において、選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

## 第7章 事務局

(設置及び職員の任免)

第34条 この法人に事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 理事は、職員を兼務することができる。
- 4 事務局長及び職員は、理事長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営委に関し、必要な事項は理事会において、別に定める。

(委員会等)

第35条 この法人に、業務企画推進のため、理事会の承認を得て、企画委員会及び広報委員会等の専門部会を置くことができる。

- 2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理及び経費の支弁)

第38条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算の準じ、収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければ成らない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、その後その後最初に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。

(事業報告及び決算報告)

第44条 この法人の事業報告書、決算報告書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、すみやかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ成らない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとし構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決をへなければならない。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正・協力会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 解散及び合併

第48条 この法人、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正・協力会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づいて解散するときは、総会に出席した正・協力会員総数の4分の3以上の議決による。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁による認定をうけなければならない。



(財産の帰属先)

第49条 この法人が解散のときに有する財産は、総会において出席した正・協力会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正・協力会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

## 第12章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を経て、登記した日（設立日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	地御前地区	5,000円
	地御前地区以外	5,000円
協力会員		3,000円
- 3 この法人の設立当初の役員及びその役職は、第12条第3項の規定にかかわらず、別表に掲げるものとする。その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立の日から2000年度総会までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第21条第1号及び第40条第1号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、設立の日から2001年5月31日までとする。